

建政第145号の2

平成21年5月29日

(社) 岐阜県測量設計業協会 様

岐阜県県土整備部建設政策課長



「災害時における被害状況調査の応援協力に関する協定」の運用について (回答)

標記について、別添のとおり関係機関に通知しましたので報告します。

担 当	岐阜県県土整備部建設政策課		
担当補佐	長 尾	担当者	五 島
電話番号	058-272-1111(3645)		
E-mail	goshima-isao@pref.gifu.lg.jp		



建政第145号
平成21年5月29日

部内関係課長
各土木事務所長
宮川上流工事事務所長 } 様

県土整備部建設政策課長

「災害時における被害状況調査の応援協力に関する協定」の運用について（通知）

標記について、(社)岐阜県測量設計業協会より申し入れがありましたので、昨今の協会の人員削減等も鑑み検討した結果、下記のとおり取り扱うことに決定しましたので通知します。

参考に、(社)岐阜県測量設計業協会からの申し入れ内容を添付します。

記

協定第4条（経費負担）

- 1項 乙（(社)岐阜県測量設計業協会）からの応援協力の申し出に基づき、乙が行う調査・報告等については、乙の責任において実施するものとし、これに要する経費は原則として乙が負担するものとする。
- 2項 乙からの応援協力の申し出の範囲を超えて、甲（岐阜県）が乙に要請して行う調査・報告等については、これに要する経費は、原則として甲が負担するものとする。

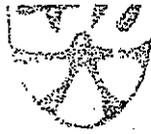
協定第4条の申し出の範囲

申し出の範囲は下記のⅠとⅡとする。（無償部分）

それを超える部分Ⅲ、Ⅳは有償とする。

		甲（岐阜県）		乙（(社)岐阜県測量設計業協会）
無償	Ⅰ	土木事務所から応援協力の要請	⇔	応援協力の申し出の検討
	Ⅱ	土木事務所との連絡	⇔	応援協力体制の準備 ・対策本部の設置 ・応援協力に必要な人員の待機 ・自ら主体的に被害状況を情報収集と提供
有償	Ⅲ	土木事務所から災害調査の要請	→	応援協力の実施 ・被害状況の調査実施
	Ⅳ		←	応援協力の報告等 ・土木事務所へ調査状況を文書で報告

担当	県土整備部建設政策課		
担当補佐	長尾	担当者	五島
電話番号	7-400-2-3645		
E-mail	goshima-isao@pref.gifu.lg.jp		



岐測協 第 11 号
平成21年5月12日

岐阜県県土整備部
建設政策課長 様

(社) 岐阜県測量設計業協
会長 篠 井



「災害時における被害状況調査の応援協力に関する協定」
に関する運用について（報告）

時下 益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
日頃より、当協会に対しまして格別なご指導を賜り厚くお礼を申し上げます。
さて、この度、災害時応援協力の運用について取り纏めましたのでご報告いたし
ます。内容をご検討をいただき、ご回答をいただきますようお願い申し上げます。
今後とも、本マニュアル等に基づき、精一杯、応援活動を進めることといたして
おりますのでよろしくお願い申し上げます。



「災害時における被害状況調査の応援協力に関する協定」の運用について

(社)岐阜県測量設計業協会

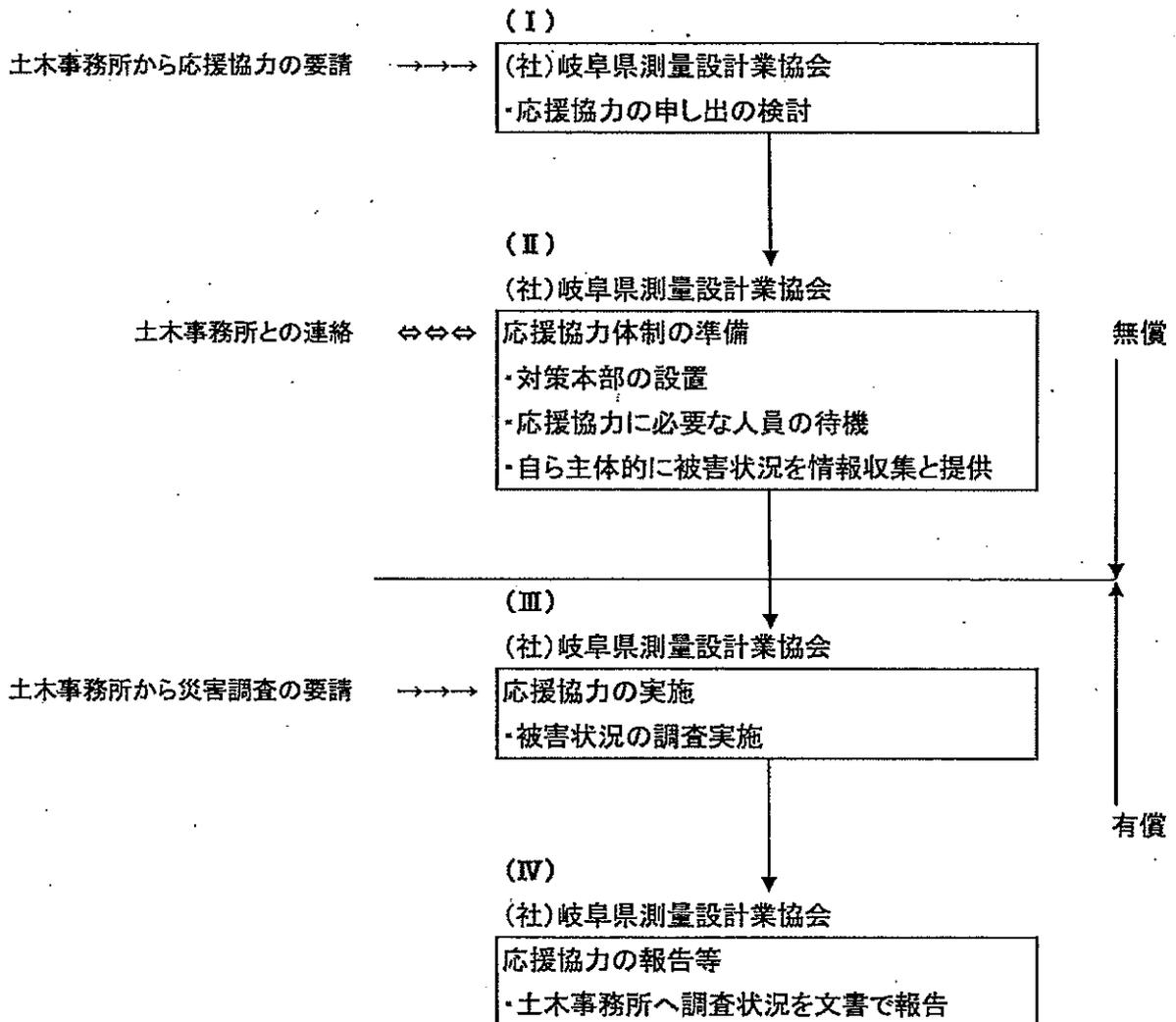
1. 協定第4条について

1項 乙（岐測協）からの応援協力の申し出に基づき、乙が行う調査・報告等については、乙の責任において実施するものとし、これに要する経費は原則として乙が負担するものとする。

2項 乙（岐測協）からの応援協力の申し出の範囲を超えて、甲（岐阜県）が乙に要請して行う調査・報告等については、これに要する経費は、原則として甲が負担するものとする。

2. 協定第4条の申し出の範囲

申し出の範囲は下記のフロー図の(Ⅰ)から(Ⅳ)までとする。



3. 応援協力の申し出の内容

応援協力の申し出の内容は下記のとおりとする。

①災害対策本部設置 協会内に災害対策本部を設置する。

- ・一般災害時
災害発生の情報があった時又は土木事務所等より応援協力の要請があった時
- ・大規模地震発生時
震度5強以上
- ・東海地震発生時
予知情報があり、土木事務所等より依頼のあった時

②調査人員の待機 協会所属企業は調査に必要な人員を確保し、待機する。

- ・対策本部では協会所属企業と協議し、調査に必要な人員計画（案）を作成し、土木事務所等からの要請に対して準備する。
- ・応援協力本部組織表は別添のとおりとする。（毎年更新）

③自らの災害情報収集 協会所属企業は自ら災害の情報収集を行い、対策本部に報告する。

- ・地区協会員は自動車等で巡回し、災害情報収集を行う。
（情報収集は緊急輸送道路を優先的に実施）
- ・協会所属企業は災害発生地域に在住する社員の災害情報及び通勤経路等の災害情報を社員に情報収集と報告を指示する。また、協会所属企業は災害情報を早期に対策本部に報告する。

④災害情報の提供 対策本部から関係土木事務所に報告する。

- ・対策本部は上記③で収集した災害情報を早期に関係土木事務所等に報告する。

一般災害、大規模地震及び東海地震発生時の対応マニュアル（案）
（社）岐阜県測量設計業協会

一般災害、大規模地震及び東海地震発生時の場合には（社）岐阜県測量設計業協会は岐阜県と締結した「災害時における被害状況調査の応援協力に関する協定」（平成13年5月9日締結）第4条の申し出の範囲及び「災害時における被害状況調査の応援協力に関する協定」実施細則の3の（2）について整理をした本マニュアルにより円滑かつ迅速に進めることとする。

1. 災害対策本部及び現地対策本部の設置

（1）設置基準

- 1）一般災害時の場合は災害発生の情報があった時又は土木事務所等より応援協力要請があった時に設置する。
- 2）大規模地震発生時の場合は震度5強以上の地震が発生した時に設置する。
- 3）東海地震の場合は予知情報があり、土木事務所等より応援協力の要請があった時に設置する。

（2）設置する場所

- 1）災害対策本部は協会事務局（岐阜市六条南2-11-1産業会館4階）に設置する。
- 2）現地対策本部は岐阜、西濃、中濃、東濃、飛騨圏域の各現地管理者の所属会社の住所地に設置する。

（3）構成員と参集体制

1）災害対策本部

- ・上記1の（1）設置基準に該当する情報があった場合は、会長、副会長（2名）、総務広報委員長又は副委員長、事務局長の5名が速やかに協会事務局に参集し、災害対策本部を設置する。
- ・災害対策本部を設置した場合は、県土整備部建設政策課及び関係土木事務所に早期に報告する。

2) 現地対策本部

- ・上記1の(1)設置基準に該当する情報があつた場合は各現地管理者の所属会社の住所地に現地対策本部を設置し、調査班を待機させる。
- ・上記1の(1)設置基準に該当する情報が一部の圏域のみの場合は、影響のない他の圏域には現地対策本部を設置しないが現地管理者、連絡責任者、調査員は待機し、災害対策本部の指示を待つこととする。

2. 応援協力業務の内容

(1) 災害情報の収集

- 1) 災害対策本部長は現地管理者より連絡責任者を通じ調査班に災害の情報収集を行い、災害対策本部への報告を指示する。
- 2) 調査班は自動車等で巡回し、早期に災害情報収集を行う。この情報収集は緊急輸送道路を優先的に実施する。
- 3) 協会所属企業は災害発生地域に在住する社員の災害情報及び通勤経路等の災害情報を社員に情報収集と報告を指示する。また、協会所属企業は災害情報を早期に災害対策本部に報告する。
- 4) 災害対策本部長は現地管理者、連絡責任者等と連絡を密にして早期に災害情報の取り纏めを行う。

(2) 災害情報の報告

災害対策本部長は収集した災害情報を迅速に関係土木事務所へ報告する。報告事項は下記を参考とする。

①道路災害の場合

- ・箇所 路測決壊又は崩土
- ・場所 県道〇〇号線(〇〇町の〇〇神社付近)
- ・状況 自動車通行不可等
- ・概要 延長〇〇m、法長〇〇m、人的被害の有無

②河川、砂防災害の場合

- ・箇所 堤防決壊
- ・場所 〇〇川(〇〇町の〇〇コンビニ付近)
- ・状況 隣接に家屋あり
- ・概要 延長〇〇m、法長〇〇m、人的被害の有無

(3) 調査人員の待機

- 1) 災害対策本部長は土木事務所等からの災害調査の要請に備え、現地管理者より連絡責任者を通じ調査班の待機を指示する。
- 2) 災害対策本部長は現地管理者と協議を行い災害調査に必要な人員計画(案)を作成し、土木事務所等からの要請に対して事前に準備をする。